2026年1月19日

２６－２５

肢ア

行政指導は，事実行為であるが公権力を背景に不当な行政指導が行われることがあった。
国民の権利義務を一方的に侵害すること法律の根拠がなければ行うことができない。
実質，強制になった場合，違法行為として国賠の対象となりうる。

肢イ

指導の目的。第三者（住民）の利益保護。
したがって，業者と第三者（住民）の利益の調整が必要。
合理的な場合は，違法と評価できない場合がある。

裁量がある。

肢ウ

明確に常にする必要がある。【透明性を確保する必要があるため。】
ただ，守られない恐れがあるので，文書呈示を求めることをできるようにして，国民の保護を図っている。

肢エ

行政手続法は，地方公共団体には適用されない。
地方の実情などがあり難しい場合もあるため。

行政手続条例が定められている。

２６－２６

肢ア
　行政契約の場合，公権力としての処分が必要。
　本件の場合は，契約。公権力としては行っていない

肢イ

　契約をするかは，行政庁の自由。判断として，地元の企業の方が柔軟な対応ができる。
　税収にもつながるなどの判断は合理的。

　平等原則からも，合理的な区別は許容される。

肢ウ
　平等原則は，絶対的でなく，相対的平等。

　住民税など法的地位が違う以上，立場をわけることは合理的

行政契約は，給付行政として行われる。
給付行政には，税金が使われるので，金の流れに着目する。

２６－２７

肢ア

建築工事中止命令は，行政処分である。

行政処分としての履行の確保は，行政代執行法などで行われるべきである。

したがって，行政庁側，処分の履行を確保するために訴訟で実施することは予定されていない。

そういった意味で，不適法

肢イ

義務履行の確保の手段として，行政代執行と罰則（行政刑罰）は，全く別手続である。

非代替的不作為義務に関しては，代執行できない。

肢ウ

執行罰を課す場合，法律の根拠によることが必要である。

現行法では砂防法にしかない。

行政代執行法第１条に行政上の義務の履行確保の方法としては，法律の定めが必要とある。したがって，条例のみでは，執行罰は制定できない。条例は，法律の範囲内についてのみ制定できるから。

※秩序罰　届出違反など，秩序を乱した場合に課せられる。軽微。
　　秩序罰は，地方自治法で委任されている。

執行罰は，執行の際に予告するもの，まだ相手方に違反がない。行政罰は行った違反行為に対して発動するもの。

肢エ

行政庁が財産権の主体として，自己の権利利益の保護を目的としていない。

したがって，法律上の争訟にあたらない。

２６－２８

肢ア

現場で，抵抗する際の規定は，代執行法にはならない。

代執行法は，権力的公務ではない。

抵抗を排除するのは，警察の公務が予定されている。

肢イ

行政目的として，集めた者は行政目的のためにしか使えないのではないか。

調査の結果，行政処分としての監督処分以外に，行政罰としての罰則も定めている，告発ができるとする必要がある。

あくまでも，行政目的のための調査であり捜査ではない。捜査開始前の手続にすぎず，刑事手続とは抵触しない。

肢ウ

秩序罰として徴収するには，法律の根拠が必要となる。

法律の根拠がないので徴収できない。

侵害行政・国民の権利義務を負わせる行為

肢エ

行政庁が財産権の主体で訴えを提起することはできる。

できないのは，行政庁が処分の義務履行確保として訴えを提起することである。

２６－２９

肢ア

情報公開法は，外国人にも認められる。

外国人も納税等を行っている以上，確認すべき利益は認められるからである。

肢イ

国の安全は，高度に専門的，技術的判断である。

裁量事項として，行政機関の長に委ねる趣旨である。

肢ウ

行政庁が保有していれば，他の行政機関により作成されてとしても，是非は，判断できる。行政機関，全体が国民に対して説明責任を負っていることからも，なるべく却下しない方向で解釈すべきである。

肢エ

例外的に，開示請求に応じる場合は，意見書を提出する機会を与える必要がある。

第三者が，損害発生を防止するために，差止めの訴え（仮の差止め）をすることなどが考えられる。

２６－３０

肢ア

原告適格は，法律上保護された利益である必要がある。

一般公益に吸収されず，特定の者を保護することが法律上予定されている必要がある。

生命，身体の安全は，周辺住民の安全を保護の対象としている。

一般公益に吸収されないので，原告適格がある。

肢イ

環境は，漠然としているため，一般公益に吸収される方向になる。

したがって，法律上は，特定人の権利利益を保護していないので，原告適格は認められない。

法文上，特段の事情があれば，別。

肢ウ

生活環境に関しては，漠然としているため，一般公益に吸収される方向になる。

したがって，原告適格が認められない方向に傾く。

しかし，法律がわざわざ，医療施設等を挙げて，距離制限を指摘している。

この場合は，法律上保護された利益として医療機関を挙げている。

したがって，原告適格が認められる。